

陳述書（法人の代表者用）			
陳述書作成日			
公告番号		売却区分番号	
陳述にあたっての注意事項 ※下記を確認のうえ、該当する□にチェックを入れてください。			
1 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」をいいます。 2 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。 （地方税法第71条の22、71条の63、72条の71、73条の39、74条の30、97条、144条の54、177条の2、177条の24、203条、288条、334条、376条、463条の30、485条の6、616条、701条の21、701条の68、国税徴収法第189条）			
陳述	□	当法人は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
	□	当法人は暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において入札等をする者ではありません。	
	□	自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	

入札者等	
法人の所在地	〒 —
法人の名称	
フリガナ	
代表者氏名	Ⓜ
役員	別紙「入札者等（法人）の役員に関する事項」のとおり

※その他ご注意いただきたいこと

- 1 陳述書は売却区分番号ごとに別の用紙を用いてください。
- 2 公告番号及び売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 3 本用紙は、入札者等が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者等ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 陳述書は、入札等をするまでに提出してください。提出がない場合、入札等を行うことができません。
- 6 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札等が無効となる場合があります。
- 7 入札者等が宅地建物取引業者又は債権管理回収業者の場合には、その免許を受けていることを証明する文書の写しを提出してください。
- 8 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者等に資金を渡すなどして入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、別添「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 9 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

